

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	崖地整備補助金交付一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	崖地整備事業補助金管理のため	
記録項目	1氏名 2住所 3事業費	
記録範囲	崖地整備事業補助金申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	準用河川占用許可一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	河川占用物の管理のため	
記録項目	1氏名 2住所 3料金	
記録範囲	河川占用申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	土地調査台帳・地上物件調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	課税の特例に関する税務署との事前協議の添付書類。用地等取得事業の台帳として使用。買収単価決定の添付資料として使用。進捗状況の把握及び交渉時等に使用。	
記録項目	1氏名 2住所 3電話番号 4買取り金額 5補償金額 6買取り資産 7抵当権	
記録範囲	事業用地の土地所有者、抵当権者	
記録情報の収集方法	本人、法務局、市民課（他市町村含む） 根拠：土地収用法第3条	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	成田市土地開発公社、成田税務署 根拠：租税特別措置法第33条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	土地売買契約書一覧表	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	売買契約書・補償契約書・寄付書の管理のため	
記録項目	1氏名 2住所 3買取り金額 4補償金額 5買取り資産 (平成20年度以前分)	
記録範囲	事業用地等買取り者(契約者)	
記録情報の収集方法	本人との契約	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	千葉県、国土交通省、会計検査院 根拠：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	嘱託登記一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	用地取得による分筆・所有権移転（売買、相続、寄付）等の登記嘱託申請書（添付書類等含む）管理のため	
記録項目	1氏名 2性別 3生年月日 4住所 5本籍 6続柄 7戸籍の身分事項 8抵当権	
記録範囲	事業用地等買取り者(契約者)	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市民課（他市町村含む） 根拠：土地収用法第3条	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	用地取得・物件補償管理システム「用地管太郎」	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイルの利用目的	事業用地取得の円滑な事務遂行のため	
記録項目	1氏名 2性別 3生年月日 4住所 5国籍 6本籍 7続柄 8戸籍の身分事項 9電話番号 10家庭生活の状況 11職業・職歴 12収入 13財産状況 14課税・納税額 15取引状況 16健康状態	
記録範囲	用地取得対象地権者及びその関係者情報	
記録情報の収集方法	本人、土木部、都市部、環境部、水道部、千葉県、測量業者、市民課（他市町村含む）、法務局 根拠：土地収用法第3条	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報（健康状態）を含む	
記録情報の経常的提供先	他課、土地改良区 根拠：租税特別措置法第33条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイル の利 用 目 的	急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金管理のため	
記 録 項 目	1氏名 2分担金	
記 録 範 囲	急傾斜地崩壊対策事業受益者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人からの申告 根拠：成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	戸籍管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	土木部土木課 電話番号 0476-20-1550	
個人情報ファイル の 利 用 目 的	事業用地取得に係る所有権移転登記のため	
記 録 項 目	1氏名 2性別 3生年月日 4住所 5国籍 6本籍 7続柄 8戸籍の身分 事項	
記 録 範 囲	用地取得対象地権者及びその関係者情報	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	市民課（他市町村含む） 根拠：土地収用法第3条	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	千葉地方法務局成田出張所、千葉地方法務局香取支局 根拠：不動産登記法第61条	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		